

電気需給仕様書

1 概要

- (1) 調達物品名 : 滋賀県立大学学舎等で使用する電気
- (2) 対象建物（施設名） : 別紙1のとおり
- (3) 需要場所 : 別紙1のとおり
- (4) 契約種別および業種 : (学 舎)
特別高圧電力および業務用
(地域共生センターおよび湖沼環境実験施設)
高圧電力および業務用
- (5) 用途 : 別紙1のとおり
- (6) 現契約先 : 別紙1のとおり

2 仕様

(1) 供給電気方式等

次のアからシまでについては、別紙1のとおりとする。

ア 供給電気方式

イ 供給電圧（標準電圧）

ウ 計量電圧（標準電圧）

エ 標準周波数

オ 受電方式

カ 受電設備容量

キ 常用発電設備【有無／定格出力／アンシラリーサービス料金対象容量】

ク 非常用発電設備【有無／定格出力】

ケ 蓄熱式負荷設備【有無および設備容量】

コ 需給地点

サ 電気工作物の財産分界点

シ 保安上の責任分界点

(2) 予定契約電力および予定使用電力量

ア① 予定契約電力（学舎）

契約電力：2, 550 kW

ただし、契約期間中、使用できる最大電力とし、その1月の最大需要電力（デマンド値）を超えないものとする。

なお、公告から需給開始までの間に、上記の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者と協議の上、契約電力を適正な値に見直すことがある。

ア② 予定契約電力（地域共生センターおよび湖沼環境実験施設）

（地域共生センター）契約電力：46 kW

（湖沼環境実験施設）契約電力：50 kW

ただし、その1月の最大需要電力（デマンド値）と前11月の最大需要電力

(デマンド値)のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

別紙2のとおり

ただし、契約期間中、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

(3) 契約期間

令和4年4月計量日の0時から令和5年4月計量日の前日24時までとする。

(4) 計量日、計量期間および計量

ア 計量日は、託送契約に基づき、予め定められた日とする。

イ 計量期間は、前月計量日の0時00分から当該月計量日の前日24時00分までとする。

ウ 計量は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が設置した計量器に記録された値によるものとし、30分最大需要電力計(デマンド計)の組み込まれた電子式電力量計で計測すること。

(5) 料金の算定および算定期間

ア 施設ごとに料金の算定を行うこと。

イ 料金の算定は、その1月の契約電力および使用電力量により算定すること。

ウ 料金の算定期間は、(4)イと同じとする。

(6) 力率

供給者は、その1月の平均力率により、基本料金の力率割引または力率割増を行うものとし、力率割引および力率割増の方法は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者の標準供給条件等によるものとする。

・契約使用期間における予定平均力率は100%とする。

・入札価格の算定にあたっては力率は100%とする。

(7) 燃料費調整

供給者は、発電のための燃料価格の変動により、電力量料金を調整することができるものとする。ただし、燃料費調整を行う場合は、契約締結時点の滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)の標準供給条件等によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整は考慮しないこと。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくものとする。

入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(9) 単位および端数処理

料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時(1kWh)とし、その端数は小数点以

下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は1パーセント（1%）とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(10) 請求書および電気料金計算書

ア 施設ごとに請求書を作成し、紙媒体で送付すること（請求書の送付先は、別途指定する。）。

イ 使用実績（使用期間、契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率）と電気料金の内訳（基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金）を記載した電気料金計算書を作成し、請求書と併せて送付すること（請求書に併記でも可）。

(11) 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月、供給者からの請求により、施設ごとに振込により支払うこととする。

3 その他

(1) 供給者は、施設ごとの使用実績に係る各種データと電気料金の内訳等について、需要者が必要とする情報をWEBまたは電子データにより常時提供すること。